

議案第70号

公共施設の使用料改定に伴う関係条例の整備について

公共施設の使用料改定に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月27日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

市外在住者の使用料加算について、関係条例の整備を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

公共施設の使用料改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(鯖江市民活動交流センター設置および管理に関する条例の一部改正)

第1条 鯖江市民活動交流センター設置および管理に関する条例(平成17年鯖江市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料に次の1号を加える。

(4) 市外に住所を有する者が使用する場合 50%

(鯖江市東工集会所設置および管理に関する条例の一部改正)

第2条 鯖江市東工集会所設置および管理に関する条例(平成17年鯖江市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料に次の1号を加える。

(4) 市外に住所を有する者が使用する場合 50%

(鯖江市嚮陽会館設置および管理に関する条例の一部改正)

第3条 鯖江市嚮陽会館設置および管理に関する条例(平成17年鯖江市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料第1号イ中「200%」を「250%」に改め、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市外に住所を有する者が、前号に掲げる目的以外の目的で使用する場合 50%

(鯖江市健康福祉センター設置および管理に関する条例の一部改正)

第4条 鯖江市健康福祉センター設置および管理に関する条例(平成17年鯖江市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料に次の1号を加える。

(4) 市外に住所を有する者が使用する場合 50%

(鯖江市児童館等設置および管理に関する条例の一部改正)

第5条 鯖江市児童館等設置および管理に関する条例(昭和44年鯖江市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料に次の1号を加える。

(4) 市外に住所を有する者が使用する場合 50%

(鯖江市高齢者憩の家設置および管理に関する条例の一部改正)

第6条 鯖江市高齢者憩の家設置および管理に関する条例(平成17年鯖江市条例第21

号)の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料に次の1号を加える。

(4) 市外に住所を有する者が使用する場合 50%

(鯖江市いきいき未来館設置および管理に関する条例の一部改正)

第7条 鯖江市いきいき未来館設置および管理に関する条例(平成13年鯖江市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料に次の1号を加える。

(4) 市外に住所を有する者が使用する場合 50%

(鯖江市保健センター設置および管理に関する条例の一部改正)

第8条 鯖江市保健センター設置および管理に関する条例(昭和57年鯖江市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料に次の1号を加える。

(4) 市外に住所を有する者が使用する場合 50%

(鯖江市環境教育支援センター設置および管理に関する条例の一部改正)

第9条 鯖江市環境教育支援センター設置および管理に関する条例(平成17年鯖江市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料に次の1号を加える。

(4) 市外に住所を有する者が使用する場合 50%

(鯖江市中河農業者トレーニングセンター設置および管理に関する条例の一部改正)

第10条 鯖江市中河農業者トレーニングセンター設置および管理に関する条例(昭和60年鯖江市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料に次の1号を加える。

(3) 市外に住所を有する者が使用する場合(個人使用を除く。) 50%

(鯖江市多目的集会場設置および管理に関する条例の一部改正)

第11条 鯖江市多目的集会場設置および管理に関する条例(平成17年鯖江市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料に次の1号を加える。

(4) 市外に住所を有する者が使用する場合 50%

(鯖江市越前漆器伝統産業会館設置および管理に関する条例の一部改正)

第12条 鯖江市越前漆器伝統産業会館設置および管理に関する条例(昭和55年鯖江市

条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料に次の1号を加える。

(5) 市外に住所を有する者が使用する場合 50%

(ふれあいみんなの館・さばえ設置および管理に関する条例の一部改正)

第13条 ふれあいみんなの館・さばえ設置および管理に関する条例(平成17年鯖江市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料に次の1号を加える。

(4) 市外に住所を有する者が使用する場合(個人使用を除く。) 50%

(ユーカーさばえ設置および管理に関する条例の一部改正)

第14条 ユーカーさばえ設置および管理に関する条例(昭和54年鯖江市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料第3号中「20%」を「50%」に改める。

(夢みらい館・さばえ設置および管理に関する条例の一部改正)

第15条 夢みらい館・さばえ設置および管理に関する条例(平成18年鯖江市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料に次の1号を加える。

(4) 市外に住所を有する者が使用する場合(個人使用を除く。) 50%

(鯖江市地域交流センター設置および管理に関する条例の一部改正)

第16条 鯖江市地域交流センター設置および管理に関する条例(平成16年鯖江市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

4 市外に住所を有する者が多目的ホール、会議室、音楽練習室、トレーニングルーム、エアロビクスルームおよび和室を専用利用する場合 50%

(鯖江市都市公園条例の一部改正)

第17条 鯖江市都市公園条例(昭和40年鯖江市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第3の2加算使用料第3号中「20%」を「50%」に改める。

(鯖江市立学校施設使用条例の一部改正)

第18条 鯖江市立学校施設使用条例(平成17年鯖江市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表 2 加算使用料に次の 1 号を加える。

(4) 市外に住所を有する者が使用する場合 50%

(鯖江市公民館設置および管理に関する条例の一部改正)

第 19 条 鯖江市公民館設置および管理に関する条例 (昭和 30 年鯖江市条例第 23 号)

の一部を次のように改正する。

別表 2 加算使用料に次の 1 号を加える。

(4) 市外に住所を有する者が使用する場合 (個人使用を除く。) 50%

(鯖江市文化センター設置および管理に関する条例の一部改正)

第 20 条 鯖江市文化センター設置および管理に関する条例 (平成 17 年鯖江市条例第 25

号) の一部を次のように改正する。

別表 2 加算使用料に次の 1 号を加える。

(7) 市外に住所を有する者が使用する場合 50%

(鯖江市文化の館設置および管理に関する条例の一部改正)

第 21 条 鯖江市文化の館設置および管理に関する条例 (平成 9 年鯖江市条例第 13 号)

の一部を次のように改正する。

別表 2 加算使用料に次の 1 号を加える。

(6) 市外に住所を有する者が使用する場合 50%

(鯖江市青年会館設置および管理に関する条例の一部改正)

第 22 条 鯖江市青年会館設置および管理に関する条例 (昭和 58 年鯖江市条例第 4 号)

の一部を次のように改正する。

別表 2 加算使用料に次の 1 号を加える。

(4) 市外に住所を有する者が使用する場合 50%

(鯖江市総合体育館設置および管理に関する条例の一部改正)

第 23 条 鯖江市総合体育館設置および管理に関する条例 (昭和 50 年鯖江市条例第 1 号)

の一部を次のように改正する。

別表 2 加算使用料第 3 号中「20%」を「50%」に改める。

(鯖江市民体育館設置および管理に関する条例の一部改正)

第 24 条 鯖江市民体育館設置および管理に関する条例 (昭和 57 年鯖江市条例第 4 号)

の一部を次のように改正する。

別表 2 加算使用料に次の 1 号を加える。

(3) 市外に住所を有する者が使用する場合（個人使用を除く。） 50%

(鯖江市神明健康スポーツセンター設置および管理に関する条例の一部改正)

第25条 鯖江市神明健康スポーツセンター設置および管理に関する条例（令和6年鯖江市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料第3号中「20%」を「50%」に改める。

(鯖江市スポーツ交流館設置および管理に関する条例の一部改正)

第26条 鯖江市スポーツ交流館設置および管理に関する条例（平成6年鯖江市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料第3号中「20%」を「50%」に改める。

(鯖江市三六武道館設置および管理に関する条例の一部改正)

第27条 鯖江市三六武道館設置および管理に関する条例（昭和55年鯖江市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料第3号中「20%」を「50%」に改める。

(鯖江市弓道場設置および管理に関する条例の一部改正)

第28条 鯖江市弓道場設置および管理に関する条例（昭和59年鯖江市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料第3号中「20%」を「50%」に改める。

(鯖江市民プール設置および管理に関する条例の一部改正)

第29条 鯖江市民プール設置および管理に関する条例（昭和57年鯖江市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料に次の1号を加える。

(3) 市外に住所を有する者が使用する場合（個人使用を除く。） 50%

(鯖江市ゲートボールセンター設置および管理に関する条例の一部改正)

第30条 鯖江市ゲートボールセンター設置および管理に関する条例（昭和62年鯖江市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表2加算使用料第3号中「20%」を「50%」に改める。

(鯖江市まなべの館設置および管理に関する条例の一部改正)

第31条 鯖江市まなべの館設置および管理に関する条例（昭和53年鯖江市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2加算使用料に次の1号を加える。

(4) 市外に住所を有する者が使用する場合 50%

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。